

令和5年(行ウ)第171号 帰化不許可処分取消請求事件

令和5年(行ウ)第478号 帰化不許可処分取消請求事件

令和5年(行ウ)第480号 訴えの追加的併合事件

原告



被告 国(処分行政庁 法務大臣)

準備書面(3)

令和6年2月13日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

被告指定代理人

稲 玉 祐
宮 城 島 光
横 山 智 宏
大 村 陽 美
田 中 貴 大



被告は、本準備書面において、原告の令和5年12月6日付け請求の趣旨の拡張申立書（以下「請求の趣旨の拡張申立書」という。）により追加的に併合された令和5年（行ウ）第480号事件の請求の趣旨に対する答弁及び請求の原因に対する認否を行い（後記第1及び第2）、請求の趣旨の拡張申立書において追加された原告の主張に対する被告の主張を明らかにする（後記第3及び第4）。

なお、略語等は本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 請求の趣旨の拡張申立書第1記載の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすること
- を求める。

第2 請求の趣旨の拡張申立書第2記載の請求の原因に対する認否

- 1 「1 行政処分の存在」について
本件処分が令和4年（2022年）10月24日にされたことは認める。
- 2 「2 被告の国家賠償責任—国家賠償法上の違法性よび過失」について

- (1) 「(1) 職務上の法的義務の存在」について

原告が指摘する判決があることは認める。

なお、上記判決の上告審である最高裁判所令和5年10月26日第一小法廷判決（判例秘書登載：判例番号L078910087）は、「本件決定は、本件情報に係る開示請求を受けた東京矯正管区長において、行政機関個人情

報保護法45条1項の解釈を誤り、被収容者診療情報は同項所定の保有個人情報に当たるとの見解に立脚して行ったものであるが、そのことから直ちに、本件決定につき国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、東京矯正管区長が本件決定をする上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と判断したと認め得るような事情がある場合に限り、上記評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁平成元年（オ）第930号、第1093号同5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁参照）。」とした上で、「本件決定当時、東京矯正管区長が立脚した上記見解に相当の根拠がなかったとはいえず、東京矯正管区長が本件決定をする上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と判断したと認め得るような事情があるとはいえない。」「本件決定につき国家賠償法1条1項にいう違法があったということはできない。」として、原判決中上告人（国）敗訴部分（損害賠償請求を一部認容した部分）を破棄し、当該部分につき、被上告人（控訴人）の控訴を棄却した。

(2) 「(2) 本件における職務上の法的義務」

第1段落及び第2段落は認め、第3段落は争う。

(3) 「(3) 本件において職務上の法的義務違反があること」

争う。

3 「3 損害」について

全体として争う。

4 「4 結語」について

争う。

第3 法務大臣が本件処分をしたことは国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえないこと

1 原告は、「原告が事実上無国籍の状態に置かれ続けることについて十分な考

慮を払わず、国籍法上の帰化要件にない日本語能力につき、政府が難民である原告に提供した日本語教育以上の日本語能力を求めた結果、本件不許可処分をしたものと考えられ、かかる処分は難民条約34条に定められた法的義務に違反する」と主張する（請求の趣旨の拡張申立書4ページ）。

2 国賠法1条1項にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうところ、その「違法」を判断するに当たっては、公権力の行使に当たる公務員の職務行為時を基準として、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、違法の評価を受けるといふべきである（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ等参照）。

3 原告の前記1の主張に理由がないことは、被告の令和6年2月13日付け準備書面(2)第1の2、第2の2及び第3の2（2ないし6ページ）で述べたとおりである。したがって、本件処分に国家賠償法1条1項の違法は認められない。

第4 本件処分に処理期間を要したことをもって、国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえないこと

1 原告は、「本件申請から本件不許可処分までは1年9月を要している」ことについて「難民条約34条の定める、「帰化の手続が迅速に行われるようにするため、… あらゆる努力を払う。」との義務に反している」として、「原告の帰化申請手続が迅速に行われなかったことにより、難民としてのその帰化申請手続が迅速に行われる利益を享受することができ」なかったと主張する（請求の趣旨の拡張申立書5ページ）。

2 しかしながら、難民条約34条は「締約国は、特に、帰化の手續が迅速に行われるようにするため並びにこの手續に係る手数料及び費用をできる限り軽減するため、あらゆる努力を払う」と規定するところ、その文言自体及び同条約の目的に照らして、同条が努力目標を掲げた訓示規定であることは明らかであり、法務大臣に法的義務を課すものとは解されない。

したがって、同条を根拠に法務大臣に帰化の手續を迅速にすべき法的義務が発生すると解することはできず、法務大臣の本件処分が国家賠償法1条1項適用上違法であるとはいえない。

第5 結語

以上のとおり、本件処分に国家賠償法1条1項の適用上違法であるとは認められず、請求の趣旨の拡張申立書により追加的に併合された原告の国家賠償請求は理由がないから速やかに棄却されるべきである。

以 上